

2008年8月3日(日曜日)

緊急対策を実施

～原油・原材料価格高騰に対応～

年末から続く原油・原材料の価格高騰が本県産業や県民生活に深刻な影響を与えています。

そこで、県では、7月31日に「原油・原材料価格高騰対策連絡会議」を開催し、特に厳しい環境にある農林漁業者、中小企業者の経営安定や省エネ・コストダウンなどの構造転換などを図るため、事業規模5億3千万円の緊急対策を決定しました。

今後も引き続き、原油・原材料価格の動向や県内経済情勢に留意しながら、国の対策等も踏まえ、適時適切な対策を講じていきます。



農林漁業者の皆様へ

厳しい経営環境にある漁業者・畜産農家に対する緊急支援

【漁業者向け】

問 県水産課 0776(20)0435

新 漁業者向け緊急経営支援資金の創設

県の無利子融資制度を創設し、特に燃油高騰の影響の大きいイカ釣、底曳網などの漁業者に対して、国の制度と併せて運転資金の貸付を行います。

〔貸付金利〕無利子化(県・市町の利子補給) 〔融資枠〕5億円

〔融資限度額〕500万円(500万円から国の融資額を控除した額)

新 漁業者直販さかな市の実施

県内漁業者の所得向上につながるよう、県民に魚を直接販売します。

〔実施時期〕9、10月(以後、月1回以上定期的に開催)

〔実施場所〕県庁前ほか



(イメージ写真)

【畜産農家向け】

問 県農畜産課 0776(20)0439

新 畜産における県産飼料化の推進

輸入飼料から県産飼料に転換を図ることにより畜産農家の飼料価格を軽減するための県内の先進的な事業を支援します。

〔支援対象事業〕

- 稲わらの収集・供給(乳牛、肉牛)
- 規格外麦の飼料化(肉牛)
- 食品残さの飼料化(養豚、養鶏)

⇒飼料化に必要な粉砕機等の整備に対し助成

〔補助率〕県1/2

省エネルギー型生産体制の整備への支援

【漁業者対策】

問 県水産課 0776(20)0435

国の「燃油高騰水産業界緊急対策」(7月29日発表)の活用促進

1. 省燃油実証事業
実証事業を行う漁業グループの燃油費増加分の9割を補助
2. 省エネ機器等導入の支援

無利子資金の要件緩和(1回限りの上限を撤廃)

3. 省エネ操業の支援

省エネ推進計画を実行する漁業者に運転資金を無利子貸付

地場産食材の販路拡大

- 県産水産物(カニなど)の大都市圏での販路開拓を推進
- 学校給食において、地場の農産物・魚などの食材の活用を促進

相談指導体制の強化

- 県農林総合事務所が市町、県漁連などの関係機関と連携して、制度の周知や相談に対応

中小企業者の皆様へ

厳しい経営環境にある中小企業者への円滑な資金供給

経営安定資金等の要件緩和

返済負担の軽減を図るため、返済または借入要件を緩和し資金繰りの改善を支援します。

問 県経営支援課 0776(20)0367

- **経営安定資金**

新たに借り入れる運転資金の融資期間を5年から7年に2年間延長

- **資金繰り円滑化支援資金**

借入金の借換え限度額を拡大

(制度融資の借換えと併せて借換え可能な民間金融機関からの借入金の限度額を、これまでの2倍から4倍に拡大)

省エネ・コストダウンの推進による経営体質の強化

新 省エネ・コストダウン緊急対策の実施

問 県経営支援課 0776(20)0367

- 価格高騰にも耐えうる経営体質への転換を図るため、省エネ等に関する相談会を県内6か所で開催します。

〔開催時期〕平成20年8月～9月

- 専門家を派遣し、省エネ・コストダウン診断を実施します。

簡易診断 派遣企業数200社 企業負担なし

詳細診断 派遣企業数20社 企業負担1/4

〔実施期間〕平成20年8月～21年3月

産業活性化支援資金(省エネ・温暖化対策支援分)の要件緩和

従来の要件である「CO₂が20%以上削減される設備整備計画の承認を受けた者」に、「省エネ・コストダウン診断に基づく設備投資を行う者」を追加します。

〔融資枠〕7.5億円

〔利率〕1.6%(保証付き)、2.0%(保証なし)

〔保証料〕1/2を補給

業種別対策

〔建設業〕

- 公共工事の前倒し発注および地元 発注の促進
- 単品スライド条項の適用など、設計単価の適正化
- 下請対策として、相談ホットラインの開設、最低制限価格の見直しを実施

〔運輸業〕

- トラック輸送における燃料サーチャージ制の導入促進

〔生活衛生関係〕

- 公衆浴場入浴料金の改定の検討
- 生活衛生営業指導センターに相談窓口を設置

相談指導体制の強化

- 下請取引の適正化

ふくい産業支援センターに設置した「下請かけこみ寺」の周知

- 商工会議所等での相談指導
相談窓口での相談、各種支援措置の周知、活用促進

県民の皆様へ

公共交通機関の利用促進

公共交通機関への転換を促すための広報の強化

- 公共交通機関利用の割安感を訴えるキャンペーンの展開
〔例〕特定の区間の「自家用車利用の場合の費用」と「公共交通機関の運賃」の比較広告 など

カー・セーブ運動の一層の推進

カー・セーブ参加企業の追加募集

- クルマ通勤から公共交通機関利用への転換を促進するため、
参加企業の追加募集(8月1日～8月31日)

県の率先した活動の実施

1. 県職員の通勤時におけるカー・セーブ運動の拡大
〔月2日 ⇒ 月3日〕
2. 県庁舎等への公用自転車の配備
3. 公用車運転時のエコドライブの徹底 など



毎月第2・第4金曜日はカー・セーブデー

パークアンドライドの推進

- 県内のパークアンドライド用駐車場の整備促進

物価に関する消費生活相談等の充実

物価に関する消費生活相談体制等の充実

- 県、市の消費生活センターでの相談へのきめ細かな対応
- 生活関連物資に関する価格調査回数を増加し、調査結果の公表、便乗値上げ等の監視を実施

消費者行政連絡会議の設置

- 生活関連物資の価格高騰などへの即時対応と県民への情報提供を実施するため、庁内関係部局による「消費者行政連絡会議」を設置

その他

- 低所得者世帯などへの生活資金の貸付制度の周知
- 社会福祉施設の運転資金等に対応する貸付制度の周知

詳しい内容は、[県のホームページ](#)に掲載されていますので、ご覧ください。

この記事に関するお問い合わせは、次の課までどうぞ
県財務企画課 TEL:0776(20)0234